

国 都 安 第 9 7 号  
令 和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

国土交通省都市局長  
( 公 印 省 略 )

「公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針」の改正について（通知）

公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針（昭和 59 年 9 月 14 日建設省都  
街発第 35 号）について、別紙のとおり改正したので通知する。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方お願い  
する。

# 公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針

〔昭和 59 年 9 月 14 日 建設省都街発第 35 号  
建設省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて〕  
最終改正 令和 4 年 4 月 1 日 国都安第 97 号

（目 的）

**第一** 災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）、法施行令、法施行規則及び法事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この査定方針によって行うものとする。

（災害原因の調査）

**第二** 災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

（一）降雨については、最大二十四時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況

（二）洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等

（三）融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流氷、なだれ等

（四）暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係

（五）高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係

（六）地すべりについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動状況

（七）地震については、震度、震源地等

（採択の範囲等）

**第三** 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪又は津波による災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

（一）河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の五割程度の水位）以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長時間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。

（二）河川以外の公共土木施設にあっては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。

（三）最大風速十五メートル以上の風により発生した災害

（四）暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波

により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの

2 法第六条第一項各号に掲げる法の適用のない災害復旧事業の決定にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(一) 要綱第十二第五号にいう「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行していない場合をいい、同第八号にいう「直接影響がない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない程度又は基礎工が露出した場合であっても堤防護岸等の安全に支障がない、又は支障を及ぼすおそれがないと認められる程度の河床又は海岸地盤の低下をいうものであること。

(二) 要綱第十二第十三号にいう「その他前各号に掲げるものに類する工事」とは、公園の被害で、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用に関わらないものであること。

(三) 法第六条第一項第四号に規定する「明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの」については、異常天然現象の程度、当該施設の築造後の経過年数、被災施設の原形等を調査検討のうえ慎重に決定すること。特に工事竣工後一箇年以内に被災した施設に係る災害復旧事業については、その原因をよく調査検討のうえ採否を決定すること。

(四) 成功認定、中間検査及び会計検査院の検査の結果、工事の出来高が不足しているもの又は工事の施行が粗漏で復旧の目的を達していないものとして指摘され、これらについて国土交通大臣が手直工事又は補強工事を命じた箇所当該工事が未完了であることに基因して災害を受けたと認められる場合の災害復旧事業は、法第六条第一項第四号に該当するものとして採択しないものとする。

(五) 前災が法第六条第一項第一号に該当するものとして失格となり、又は「異常な天然現象によらない」若しくは「維持工事である」という理由により欠格となった箇所、当該箇所に係る災害復旧工事の未着手のものについて新たな災害が生じた場合は、次のイ又はロに掲げる場合を除き、法第六条第一項第五号に該当するものとして採択しないものとする。

イ 失格又は欠格となった後、復旧するために必要な手続をとる時間的余裕がない場合

ロ 復旧していたとしても被災したであろうと明らかに認められる程度の大災害が発生した場合

(六) 要綱第十七第一項にいう「直高一メートル未満の小堤」の直高については、被災箇所の局部的直高のほか、その前後の直高をも考慮すること。

3 災害復旧事業として採択した後廃工された箇所が再申請されている場合には、新たな被災の事実を確認のうえ採否を決定すること。

(直轄工事施行区域内の災害)

**第四** 直轄工事施行区域内に発生した災害に係る災害復旧事業については、直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱に基づく直轄河川災害復旧事業等との関係を充分検討のうえ

採否を決定するものとする。

2 前項の災害復旧事業の査定は、関係直轄事務所の立会のうえ行うものとする。

(他の事業の計画区域内の災害)

**第五** 災害復旧事業以外の事業（以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(一) 在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法により採択すること。

(二) 他の事業により竣功し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業により竣功した完成断面を対象として採択すること。

(兼用工作物に係る災害)

**第六** 国土交通省が所管する兼用工作物（農林水産省が所管する施設に係るもの並びに国土交通省が所管する施設のうち港湾及び港湾に係る海岸に係るものと効用を兼ねるものを除く。以下「兼用工作物」という。）に係る災害復旧事業を採択する場合には、当該兼用工作物の管理者が異なる場合においても、そのいずれか効用の大きい施設に係る災害復旧事業として採択することができる。

(応急仮工事)

**第七** 要綱第九第一号に掲げる工事（以下「応急仮工事」という。）を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(一) 応急仮工事は、応急仮工事費を除く復旧工事費が都道府県又は指定都市に係るものにあつては百二十万円に、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあつては六十万円に満たないものについては、採択しないものとする。

(二) 要綱第九第一号ハにいう「通常の状態」の判断にあつては、河川にあつては警戒水位（警戒水位の定めのない場合は河岸高の五割程度）、海岸にあつては推定春秋大潮満潮面に一メートル程度を加えた高さを基準とし、通常発生波浪を勘案して行なうものとする。

2 復旧工事完成前に応急仮工事に係る施設（当該施設の工事中のものを含む。）が被災し、当該施設に係る工事を早急に施行しなければならない場合においては、当該被災部分に係る新たな工事は、次の各号に掲げる場合に限り採択することができる。

(一) 復旧工事の竣功までに長期間を要する場合

(二) 原施設が被災した年と同一年において新たに被災した場合

3 応急仮工事の工法は、毎年一回程度の出水等により直ちに被災するおそれがなく、かつ、できる限り復旧工事の一部として利用できるよう決定するものとする。

なお、要綱第九第一号ハの場合における仮締切工事にあつては、仮締切の高さは、施行時期を考慮して第一項第二号の「通常の状態」における水位等をこえない範囲において決定するものとする。

(復旧工法)

**第八** 復旧工法は被災の原因、被災施設の原形、隣接の施設、被災後の状況、過去の水文



(机上査定)

**第十一** 査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が一千万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。

2 机上査定により採択する場合には、当該机上査定に係る箇所が異常天然現象により被災した事実、被災年月日及び被災状況並びに復旧工法の概要についての当該施設を所管する都道府県の主務課長（市町村工事にあっては都道府県の関係土木事務所長）の確認書をあらかじめ提出させるものとする。

(内未成及び内転属)

**第十二** 会計検査院の検査の結果「設計過大」、「改良工事」等の指摘をうけ、不用額として処置することを命じた箇所が新たに被災した場合には、内未成額又は内転属額は当該不用額を差引いた額とするものとする。

2 前項の不用額については、査定設計書の鏡及び目論見書の摘要欄にその旨明記するとともに、内未成工事調書及び内転属工事調書の打切精算額欄に朱書するものとする。

(重複採択防止)

**第十三** 査定に際しては、当該申請に係る箇所が既に採択した箇所と重複して採択することのないよう、次の各号に掲げる事項に留意して行うこと。

(一) 各土木事務所ごとに既に採択した箇所であって未着手のもの及び当該申請に係る箇所を記入した土木事務所の管内図又は国土地理院刊行の縮尺二万五千分の一又は五万分の一地図を提出させ、これらの地図、設計書、写真等により重複申請の有無を調査すること。

なお、工事箇所は要綱第十八第一項第一号に規定する方法に従って記入し、工事別を表示する符号の内部を既に採択した箇所未着手のものにあつては薄緑色でぬりつぶすこと。

(二) 管理者を異にする兼用工作物に係る災害及びその被害が広範囲にわたり、かつ、甚大である災害については重複申請の有無を特に慎重に調査すること。

(協議設計)

**第十四** 災害復旧事業の採択にあたり、当該事業が次の各号の一に該当する場合には、当該事業の実施にあたり、その設計を協議すべき旨の条件を付するものとする。

(一) 決定工法が他の事業との関連において特に検討する必要がある場合

(二) 地形、地盤等の状況からみて特に検討する必要がある場合

(三) 用地費又は補償費が多額の場合

(四) その他の場合で特にその設計を協議する必要があると認められる場合

2 前項に該当する場合にあつては、査定設計書の鏡にその旨を明記するとともに、協議設計箇所調書の理由欄にその理由を詳細に記入するものとする。

(保 留)

**第十五** 災害復旧事業の査定にあたり、当該事業が次の各号の一に該当する場合は、採択を保留して帰庁の上、その採否を決定するものとする。

- (一) 一箇所の決定見込金額が四億円以上となる場合
- (二) 災害復旧事業の採否について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合
- (三) 手直工事又は補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で、当該施設に係る工事が完了した場合にあっても被災したであろうと推測される場合

2 前項に該当する場合にあつては、査定設計書の鏡にその旨を明記するとともに、保留箇所調書の保留事由欄にその内容を詳細に記入するものとする。

(特記事項)

**第十六** 災害復旧事業の採択にあたり、当該事業のうち、第十四及び第十五の規定により取り扱われるもの以外のもので、次の各号の一に該当する場合には、特記事項調書の理由欄に採択の理由を詳細に記入するものとする。

- (一) 決定金額が著しく大きくなる箇所を採択する場合
- (二) 要綱第三第二号トにより被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する工事を採択する場合
- (三) 前災が欠格又は失格となった箇所を新たに採択する場合
- (四) その他特異な場合

(復命書)

**第十七** 復命を要する事項及びその順序は次のとおりとするものとする。

- (一) 復命書の鏡 (別紙 1)
- (二) 検査の概要 (別紙 2)
- (三) 災害総計表 (要綱別記第二の表に同じ)
- (四) 被災原因別調書 (別紙 3)
- (五) 市町村被災原因別調書 (別紙 4)
- (六) 検査申請済被害報告額調書 (別紙 5)
- (七) 内未成工事調書 (別紙 6)
- (八) 内転属工事調書 (別紙 7)
- (九) 失格箇所調書 (別紙 8)
- (十) 欠格箇所調書 (別紙 9)
- (十一) 協議設計箇所調書 (別紙 10)
- (十二) 保留箇所調書 (別紙 11)
- (十三) 特記事項調書 (別紙 12)
- (十四) 目論見書
- (十五) 災害箇所図 (管内図)
- (十六) その他必要な資料